



相続対策を3つの視点から考える 第1回

争族現場からのレポート



光田 周史

公認会計士・税理士

【こうだ・しゅうじ】

1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家が同一ブランドのもとに結集した「ひかりアドバイザーグループ」の最高経営責任者をはじめ、京都市監査委員や、同志社大学大学院、立命館大学大学院の非常勤講師も務める。

はじめに

テレビや新聞・雑誌はもちろん、巷の話題としても取り上げられる機会が増えた「相続対策」ですが、その内容は千差万別です。相続対策と言いながら、実は相続税の節税対策だけの話であったり、あるいは遺言書の書き方の話であったりと、ややもすると断片的なノウハウ論に終始していることが少なくないようです。

しかし、相続対策は3つのポイントで総合的に考えなければなりません。つまり、まずは「争族対策」であり、次に「相続税軽減対策」、それに続いて「納税資金対策」の3つのポイントで考える必要があるのです。

そこで今回のシリーズでは、これら相続対策の3つのポイントについて、具体的な事例も交えながら4回にわたって解説していきます。

平和な相続のすすめ

それでは、第1回は「争族対策」という観点からお話を進めていきましょう。

言うまでもありませんが、「相続」とは亡くなった方（被相続人）の財産上の権利義務を、一定の親族（相続人）がまとめて引き継ぐ（承継する）ことです。引き継ぐ相続人が複数の場合は、その引き継ぐ割合（相続分）を決めなければなりません。

被相続人の遺言があれば、それに従えばよいのですが、なければ相続人が話し合っで決めることとなります。よく「法定相続割合で分けた」と言われますが、これは遺産を民法に定める法定相続分に従って分割したという意味です。

しかし、民法はあくまでも相続人による遺産分割の方向性を示唆しているだけで、必ずその割合で分割しなければならないと

相続が争族に…

指示しているわけではありません。したがって、例えば相続人の1人がすべての遺産を引き継ぎ、他の相続人が一切の遺産を引き継がないといった分割も当然にあり得ます。ただし、それは相続人全員の合意が前提であることに注意してください。

いずれにせよ、複数の相続人による遺産の引き継ぎは、冷静な話し合いによって平和裏に決めることが最善策です。そして、その証としての「遺産分割協議書」が円満に作成されることが文字通り「平和な相続」の実現であり、是非そうありたいと願うところなのです。

ところが世の中、すべてが平和な相続ばかりではありません。穏やかな雰囲気のままだった分割協議の話し合いも、途中から雲行きが怪しくなるとして険悪な空気が流れ出

【表1】平成27年の遺産分割事件数

死亡者数 (総務省統計局データより)	1,290,444 人
相続税申告件数 (国税庁統計資料より)	133,176 件
遺産分割事件数 (司法統計データより)	12,615 件

し、親子あるいは兄弟姉妹が罵り合うといった場面がこちらで繰り広げられているのです。このような話をすると「先生、それってちょっと話を盛っていませんか」と言われるのですが、決してそうではありません。

左記の【表1】をご覧ください。これは平成27年中に亡くなった方とその方に関して相続税の申告があった件数を並べると同時に「遺産分割事件数」を記載したものです。この遺産分割事件数とは後で詳しくお話ししますが、相続人の中で遺産分割協議が首尾良くまとまらず、舞台を家庭裁判所に移して遺産分割調停が申し立てられた件数を示しています。

相続税がかかるのは亡くなった方10人に対して1人ほどである一方で、亡くなった

方100人に1人の割合で分割調停が申し立てられています。つまり、亡くなった父母や配偶者の遺産をめぐる家庭裁判所の調停室で親子あるいは兄弟姉妹がそれぞれの権利を主張し、時には感情的になって争っているのです。調停委員は、争点を明確にした上で合意形成に向けて仲裁の労を執るわけですが、現場では修羅場とも言えるような光景が繰り広げられていることは容易に察しがつくと思います。

調停とは何か

話が前後しましたが、ここで「調停」について説明します。

調停とは、私人（公的な立場を離れた1個人）間での紛争を解決するために、裁判所（調停委員）が仲介して当事者間の合意を成立させるための手続きです。

遺産分割をめぐる紛争解決のためには、家庭裁判所に遺産分割調停の手続きを申し立てます。分割調停手続きでは、豊富な人生経験と専門的な知識を持った調停委員が進行役（仲介役）となって当事者双方の主張に耳を傾け、必要に応じて資料等の提出を求めて事情を把握した上で、必要な助言をしながら合意に向けた話し合いを進めます。

しかし、調停手続きによってすべてが解決するわけではありません。溝が埋まらずに合意に至らなければ、調停委員の努力もそこまです。調停不成立となって審判に

【表2】遺産分割調停の行方

年度	調停申立件数	調停成立件数	審判移行件数
平成 25 年度	12,263 件	7,595 件	200 件
平成 26 年度	12,577 件	7,515 件	838 件
平成 27 年度	12,615 件	7,153 件	1,434 件
平成 28 年度	12,188 件	6,645 件	1,886 件

注：調停の取り下げなどもあるため、調停成立件数と審判移行件数の合計が調停申立件数と一致はしません。

出典：司法統計データ（最高裁判所）

移行し、裁判官が遺産分割の内容を決定することになります。

遺産をめぐる紛争が裁判所によってしか解決されないという不幸な結果になるわけですが、左記の【表2】から分かるように、実はその件数が年々増加しているのです。

ご覧の通り調停申立件数は、ここ4年間で微増ないしは、ほぼ横ばいですが、調停で合意が成立する件数は漸減し、それに代わって審判に移行して初めて解決が図られるという事例が急増していることが分かります。

ます。これは言うまでもなく、相続人間の対立が激しくなっていることの証左であり、調停での合意形成が年々難しくなっていることを示しています。その意味で、前項のタイトルである「相続が争族に…」という状況は、決して「盛った話」ではないのです。

争族現場からのレポート

実は筆者は地元の家庭裁判所で調停委員をしています。調停委員は民間人から起用されますが、身分は非常勤の裁判所職員(国家公務員)であり、厳格な守秘義務が課せられています。したがって、調停の現場で見聞きしたことをそのまま話するわけにはいきませんが、その概要だけを争族現場からのレポートとしてお伝えし、それを反面教師として争族対策を考えてみようと思います。

レポート①

子供のいない未亡人を襲った悲劇

【事例】

年配のご夫婦のご主人が他界。子供がいないので、ご自宅と若干の預貯金は奥様が相続すればよいと思っていたところ、10年以上行き来のなかった甥や姪から法定相続割合に応じた遺産分割を求められる。

これは、亡くなったご主人に兄弟がいたが、全員すでに亡くなっていたため、その子供たち、つまり甥や姪の複数名が「代襲相続権」(合計で4分の1相当額)を主張してきた事例。驚いた奥様が調停での解決を望む。

【調停の内容】

亡くなったご主人に直系尊属(親)や直系卑属(子)が存在しない場合、相続人は配偶者と兄弟姉妹になる。その兄弟姉妹が死亡している場合は、その相続人である甥や姪が代襲相続人となる。

本事例でも、甥や姪は、この代襲相続権を主張してきたわけであるが、申立人である奥様は「年賀状一枚よさない遠隔地に住む甥や姪にどうして…」という思いが強く、話し合いは難航。しかし、調停において代襲相続権を否定することはできず、結局、甥や姪には金銭による代償分割とすることで合意。年離れた奥様にとって代償金の工面は容易ではないことが予想されるものの、一応調停は成立した。

さて、この事例から私たちは何を学ぶべきでしょうか。

まず、子供のいない夫婦にとって「遺言」は不可欠であるということです。亡くなったご主人が「すべての財産を妻に相続させ

る」という遺言を遺してさえいてくれれば、奥様は、その遺言に従って自宅と預貯金を相続し、亡き夫を偲びながら平穏な余生を送ることができたはずでした。なぜなら、遺言の通り遺産が相続されたとして、甥や姪には遺留分が存在しないため、何らの権利も生じないからです。

この「遺留分」とは相続人に対して留保された相続財産の割合を言い、遺言によっても排除できない権利ですが、被相続人の兄弟姉妹には認められていませんから、その代襲相続人にも遺留分はありません。したがって、遺言の内容がそのまま成就するというわけです。

次に永年連れ添った夫婦の間では、自宅の持分を共有しておくことです。とはいえ、不動産の持分は資金の出所とのバランスが必要ですから、例えば、専業主婦の場合ですと所得との関係で持分を持たせることが難しいのが実情です。

しかし、贈与税の配偶者控除を利用すれば、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で居住用不動産の贈与があっても、基礎控除110万円の他に最高2000万円まで控除を受けることができますから、持分を夫婦の共有にすることは容易です。

その結果、ご主人の遺産は減るわけですから、たとえ遺言がなくても、兄弟姉妹あるいは甥や姪からの突然の金銭要求にも何とか耐えることができるかもしれません。もっとも、自宅の贈与後ほどなくしてご

主人が亡くなった場合や、自宅以外に見るべき財産がなく、遺留分権利者に損害を与えることを知って生前贈与をした場合などは、自宅の贈与が遺留分減殺請求（遺留分を侵害された人が、贈与や遺贈を受けた人に対して、遺留分侵害の限度内で、贈与・遺贈された物件の返還を請求すること）の対象となる可能性がないとはいえません。また、自宅の贈与が特別受益（ご主人から生前に多額の贈与を受けたという利益のこと）とされる場合にも遺留分減殺請求の対象となりますので、ここは慎重かつ早めに実行しておくことをお勧めします。

いずれにしても、本事例のような気の毒なケースも事前の対応がしつかりできていれば不安はなかったのですから、私たちはそのことを胸に刻んでおきたいところです。

レポート②

高齢の父に思いがけない再婚相手

【事例】

85歳の父が亡くなったが、父は10年前に母と死別した後、しばらくして25歳年下の女性と再婚していた。

その女性から配偶者として分割協議に参画する旨の通知があったが、そもそも婚姻の事実すら疑わしい状況で、子供たちが分割協議には応じられないと突っぱねたところ、その女性が調停を申し立てた。

【調停の内容】

子供たちが「亡父の再婚は遺産目当てだ」として無効を争うことも可能であるが、婚姻無効確認の調停を申し立てなければならぬ等ハードルは高いことから断念し、調停を開始した。

亡父の再婚に至る経緯や同居の有無などに疑問は残るものの、法的に配偶者である事実は翻せないことから、法定相続割合を視野に入れて遺産分割の合意形成に努める。

双方の主張の隔たりは大きかったが、調停の回数を重ねる中で歩み寄りが見られたことから成立となった。

高齢の父が親子ほどの年齢差の女性と再婚していたというのは驚きの事実ですが、子供たちがそのことを把握していなかったことも日頃の疎遠な関係を物語るものです。そのような疎遠な子供たちより身近な女性に好意を抱いた亡父が再婚に踏み切った気持ちも分からないではありません。その意味で、高齢者をないがしろにしてはいけないということを学習すべきでしょう。

一方、調停においては法定相続割合を大きく逸脱する合意はできませんので、感情論はともかく、再婚相手の相続分については容認せざるを得ません。

事前の対策としては、父との関係を良好に保ちつつ、再婚相手の遺留分を侵害しない範囲で遺言を作成しておくことが有効です。

あるいは、再婚相手と養子縁組をしており、いったんは再婚相手が相続した亡父の遺産について再婚相手の相続の際に、その一部を取り戻せるようにしておくことも検討の余地はありますが、本事例のように再婚相手の年齢が若い場合には余り有効とは言えません。

要は、高齢者を大事にすることに尽きま。日頃は放っておいて、相続の時だけ権利を主張するというのは、やはり虫が良すぎるのではないのでしょうか。

このように親族で争いになり自らの手では解決が難しい事例が家庭裁判所に持ち込まれるわけですが、親族だけでなく会社を巻き込んだトラブルも少なくありません。そこで、次回はそのようなケースについても検討してみましよう。

